贈与と税金

個人から財産をもらったとき、もらった人に贈与税が課税されます。贈与は主に夫婦や親子の間で行われることが多く、申告をうっかり忘れる人も案外おられます。

贈与税は、一年間に個人からもらった財産の合計額から、基礎控除を差引いた額に税率を掛け、税額を算出します。

贈与税の控除には、六十万円の基礎控除のほかに最高一千万円の配偶者控除があります。

この配偶者控除は、一生に一度しか控除することができない控除で、婚姻期間が二十年以上の夫婦間で行われる居住用不動産や、それを取得するための資金の贈与の場合、一定の要件に当てはまると受けることができます。

なお、法人からの財産の贈与については、一時所得として所得税が課税されます。

〔鹿沼税務署・税務相談室〕
〒三二二　鹿沼市東末広町一九二四
☎〇二八九―六四―二一五一

砂防事業百年記念行事

全国各地で頻発している土石流は、一瞬のうちに山林を破壊し、尊い人命、人家、田畑をのみこんでしまいます。

これらの土砂災害を未然に防ぐために、砂防事業が行われ始めてから百年になります。この砂防事業百年を記念して、「砂防事業の集」と「記念展示会」を開催します。

◆砂防事業の集い
六月十日㈬午前十時　栃木会館小ホール
◆記念展示会
六月十一日㈭～十六日㈫午前十時から午後六時　宇都宮東武デパート四階

〔建設省日光砂防工事事務所〕
〒三二二―一四　日光市花石町一九四三
☎四―一一九一

五十六年度狩猟免許試験

昭和五十六年度の狩猟免許試験と講習、審査を次の日程で行います。

◆狩猟免許試験の日時、場所
（知識および適正試験）七月七日午前九時　今市林務観光事務所
（技能試験）七月八日　午前九時　今市林務観光事務所
◆狩猟者講習、審査の日時、場所
九月十七日午前九時　県庁河内庁舎

〔今市林務観光事務所〕
〒三二二―一二　今市市瀬川五一―九
☎〇二八八―二二―一一七八

危険物取扱い保安講習会

危険物の製造所、貯蔵所または取扱所で、危険物の取扱い作業に従事している人を対象に講習会を開きます。

▼講習日時　昭和五十六年六月二十五日　午前十時
▼講習場所　藤原町総合文化会館
受講希望者は、六月十五日から二十日までに受講申請書（千六百円の県収入証紙を貼付）を消防本部に提出してください。

〔県消防防災課〕
☎〇二八六―二三―二一三六
〔市消防本部〕
☎四―〇〇五〇

調理師試験

昭和五十六年度の第一回調理師試験を、次のとおり行います。

◆試験日　昭和五十六年七月十九日　午前九時三十分
◆試験場所　宇都宮短期大学附属高等学校（宇都宮市西原町三五三五）
◆試験科目　衛生法規、公衆衛生学、栄養学など六科目
◆受験資格　六月十四日現在で二年以上調理業務に従事した方
◆提出書類　①学歴証明書　②履歴書　③調理業務従事者証明書　④写真と受験票
◆出願期限と提出先　六月十五日から六月十七日までに今市保健所へ提出してください。
◆受験手数料　栃木県収入証紙二千六百円（受験願書に貼付）

〔今市保健所〕
〒三二一―一二　今市市瀬川五一―八
☎〇二八八―二二―一〇六六

引揚者のみなさんへ

引揚者の方で、現在までに市外に転出するなど異動された方もあると思います。

県海外引揚者協会日光支部では、日光市在住者の現況を調査していますので、該当される方は、六月三十日までに次のところへご連絡ください。

〔連絡先〕
日光市寂光二―二二―二
〔栃木県海外引揚者協会日光支部　代表者　宮川専太郎〕
☎三―三一六〇

五、〇〇〇円プラス）
〔稲刈〕一日八時間　五、〇〇〇円（二食つき）
〔脱穀〕一〇㌃当り　七、〇〇〇円（モミ運搬を含む。ワラ切断は二、〇〇〇円プラス）
〔乾燥〕一袋（三〇㌔入）三八〇円（玄米換算。モミ運搬を含む）
〔籾すり〕一袋（三〇㌔入）二六〇円（陸稲とモチは五〇円増。一回の作業六〇〇㌔以上）
〔茶つみ〕一日八時間　四、〇〇〇円（二食つき）
〔その他の農作業〕一日八時間　三、〇〇〇円～五、〇〇〇円（二食つき）
※燃料は受託者持ち。機械の移動費は実費相当額委託者持ち。麦刈取りは二〇％増、乾燥は三〇％増。